**南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金　実施概要**

**■事業の趣旨**

エネルギー価格等の高騰の影響を受けている中小企業者等に対して、事業の維持又は継続のための支援として、「南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金」を交付します。

**■交付の対象となる方**

次の①～③の要件すべてを満たす事業者が対象です。

①　中小企業基本法第２条第１項に規定する法人又は個人事業者

　　（農業者及び農業法人を除く。本支援金とは別に、農業者を対象とした町独自の支援金が予定されてい

ます。）

②　次のアからイのいずれかに該当する者であること。

　　ア　令和４年１１月１日現在で町内に住民登録を有する個人事業者

　　イ　町内において社員が常駐する事業所を有する法人又は個人事業者

③　支援金の交付申請の日以後も町内で事業を継続する意思があること

**■交付の内容**

令和４年１月から１０月までのいずれか１か月の間に、事業用で支出した重油、灯油、電気及びガスの合計額に応じ、次のとおり支援金を交付します。

① 5万円未満又は個人事業者で自宅兼事業所の場合→2.5万円

② 5万円以上10万円未満→5万円

③ 10万円以上20万円未満→10万円

④ 20万円以上→20万円

※ 店舗・事業所ごとではなく事業者を単位とし、１回限りの交付となります。

**■申請の受付期間**

**令和４年１２月１日　～　令和５年１月３１日**

**■申請に必要な書類**

「交付申請書兼請求書（様式第１号）」「宣誓書兼同意書（様式第２号）」に必要事項を記入の上、必要書

類を添付して提出してください。（郵送可）

**■申請及び問い合わせ先**

南幌町　産業振興課　商工観光グループ　☎３９８－７２０１

**■予算計上額**

5万円未満2.5万円、5万円以上10万円未満5万円、10万円以上20万円未満10万円、20万円以上20万円

R3確定申告データより

個人226社×50,000円＝11,300,000円

法人199社×100,000円＝19,900,000円

法人20社×200,000円＝4,000,000円

合計　35,200,000円